

美咲町介護保険給付制限規則

平成17年3月22日

規則第113号

(目的)

第1条 この規則は、美咲町介護保険料（以下「保険料」という。）を滞納している美咲町介護保険第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）に対して、保険給付の制限を行うことにより、被保険者の負担の公平を図るとともに、未収保険料の収入を確保し、もって本町の介護保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第2条 町長は、要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定、要支援認定又は要支援更新認定（以下単に「認定」という。）をした場合等において、当該認定に係る第1号被保険者である要支援及び要介護に認定された被保険者（以下「要介護認定被保険者等」という。）について、次に該当する場合は、当該認定に併せて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条の規定に基づき当該被保険者証に、法第41条第6項（法第53条第4項において準用する場合を含む。）、法第46条第4項（法第58条第4項において準用する場合を含む。）及び法第48条第5項の規定を準用しない旨の記載（以下「支払方法変更の記載」という。）をするものとする。

(1) 認定申請の結果が確定し、被保険者証を交付する際に保険料の納付期限から滞納期間が1年を超えていること。

(2) 支払方法の変更の対象となる保険料の納付期限から滞納期間が1年を超えていること。

2 前項の規定にかかわらず、当該要介護認定被保険者等が次の各号に該当するときは、支払方法変更の対象としない。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他省令第98条で定める医療に関する給付を受けることができる者

(2) 保険料の滞納につき、災害その他の政令第30条で定める特別の事情がある者

(支払方法変更の開始年月日)

第3条 支払方法変更の開始年月日は、次の各号に定めるものとする。

(1) 前条第1項第1号に規定するものは、当該申請に係る資格者証の有効期限の属する翌月の初日とする。

(2) 前条第1項第2号に規定するものは、町長が必要と認めた日とする。

(弁明の機会の付与)

第4条 町長は、第2条第1項の規定による支払方法変更の記載を行おうとするときは、当該被保険者から認定に係る申請書が提出された後に、行政手続法（平成5年

法律第88号)、美咲町行政手続条例(平成17年美咲町条例第15号)及び美咲町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成17年美咲町規則第22号)を準用し、当該被保険者に対して介護保険給付の支払方法変更(償還払)予告通知書(様式第1号)を交付するとともに、弁明の機会の付与の通知を行うものとする。

- 2 前項の規定による弁明は書面をもって行うものとし、第2条第2項第1号及び第2号のいずれかに該当する者は弁明書(様式第2号)を提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定により、弁明書の提出があったときは、内容を審査し、弁明書審査結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 町長は、当該被保険者が第2条第2項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合は、当該被保険者及び関係機関にその事実を証明する書類の提出を求めることができる。

(支払方法変更の記載の実施)

第5条 町長は、前条に規定する者から提出された弁明書の内容が適当でないとき又は弁明書の提出がないときは、介護保険給付の支払方法変更(償還払)決定通知書(様式第4号)により通知を行うとともに、被保険者証に支払方法変更の記載を行うものとする。

(支払方法変更の記載の削除)

第6条 支払方法変更の記載を受けた者で、次の各号の規定に該当する場合は、介護保険給付の支払方法変更(償還払)終了申請書(様式第5号)及び当該特別の事由のある旨を証する書類を提出しなければならない。

- (1) 第2条第2項第1号及び第2号に規定する特別の事由に該当するとき。
- (2) 当該被保険者に係る滞納額が著しく減少したとき。
- 2 町長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、介護保険給付の支払方法変更(償還払)解除通知書(様式第6号)又は介護保険給付の支払方法変更(償還払)終了申請却下通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は当該申請が適当と認められるときは、当該要介護認定被保険者等に被保険者証を提出させ、支払方法変更の記載を抹消するものとする。

(保険給付の支払一時差止め)

第7条 町長は、保険給付を受けることができる第1号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6箇月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、介護保険給付の支払一時差止通知書(様式第8号)により通知を行った後、保険給付の全部又は一部の支払を差し止めるものとする。ただし、第2条第2項第1号及び第2号に該当する者は除く。

- 2 町長は、前項に規定する期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第1号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき第2条第2項第1号及び第2号に該当する者を除き、保険料給付の全部又は一部の支払を差し止めることができる。

3 行政手続法第13条第2項第4号の規定に基づき、保険給付の差止め及び保険給付の減額の処分を行う際には、弁明の機会の付与の通知は行わないものとする。

4 町長は、第2条第1項第1号から第2号の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、第1項及び第2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の差止めがなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、あらかじめ、当該要介護被保険者等に、介護保険滞納保険料控除通知書（様式第9号）により通知を行った後、当該一時差止めに係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

第8条 町長は、認定をした場合等において、当該認定に係る第1号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間があるときには、介護保険給付額減額等決定通知書（様式第10号）により通知を行うとともに、当該認定に係る記載に併せて、当該要介護被保険者等の被保険者証に、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、居宅支援サービス計画費の支給及び特例居宅支援サービス計画費の支給並びに高額介護サービス費の支給及び高額居宅支援サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費の支給及び高額居宅支援サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間（以下「給付額減額期間」という。）の記載（以下「給付額減額等の記載」という。）をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等において、災害その他次の各号で定める特別の事由により居宅サービス（これに相当するサービスを含む。以下同じ。）若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、この限りでない。

(1) 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 要介護被保険者等が被保護者であること。

(6) 要介護被保険者等が被保護者であって、給付額減額等の記載を受けなかったならば保護を必要としない状態となるものであること。

2 町長は前項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等につい

て、同項ただし書に定める特別の事情があると認めるとき、又は給付額減額期間が経過したときは、当該給付額減額等の記載を抹消するものとする。

3 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス及び施設サービス、購入した特定福祉用具並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合においては、減額後の給付額とする。

- (1) 居宅介護サービス費の支給 法第41条第4項第1号及び第2号並びに法第43条第1項、第4項及び第6項
- (2) 特例居宅介護サービス費の支給 法第42条第3項並びに法第43条第1項、第4項及び第6項
- (3) 施設介護サービス費の支給 法第48条第2項第1号
- (4) 特例施設介護サービス費の支給 法第49条第2項
- (5) 居宅支援サービス費の支給 法第53条第2項第1号及び第2号並びに法第55条第1項、第4項及び第6項
- (6) 特例居宅支援サービス費の支給 法第54条第3項並びに法第55条第1項、第4項及び第6項
- (7) 居宅介護福祉用具購入費の支給 法第44条第3項、第4項及び第7項
- (8) 居宅支援福祉用具購入費の支給 法第56条第3項、第4項及び第7項
- (9) 居宅介護住宅改修費の支給 法第45条第3項、第4項及び第7項
- (10) 居宅支援住宅改修費の支給 法第57条第3項、第4項及び第7項

4 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス及び施設サービスに要する費用については、法第51条第1項及び法第61条第1項の規定は、適用しない。

(給付額減額等の記載の抹消)

第9条 前条の規定による給付額減額等の記載を受けた者で、災害その他前条第1項各号の規定に該当する者は、介護保険給付額減額の中止申請書(様式第11号)及び当該特別の事由のある旨を証する書類を提出しなければならない。

2 町長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、介護保険給付額減額の中止決定通知書(様式第12号)又は介護保険給付額減額の中止・申請却下通知書(様式第13号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は当該申請が適当と認められるときは、当該要介護認定被保険者等に被保険者証を提出させ、給付額減額等の記載を抹消するものとする。

(認定更新時等の時点での再計算)

第10条 既に第8条の規定による給付額減額の記載を受けており、認定の時点で給付額減額期間が経過していない要介護被保険者等について認定を行う場合については、給付額減額期間の再計算を行わないこととする。

2 給付額減額期間の経過により給付額減額等の記載を抹消された要介護被保険者等について、認定を行う場合には、当該給付額減額期間の計算の対象となった保険料徴収消滅期間に係る未納保険料は、新たに算定する保険料徴収消滅期間の算定対象としない。

3 特別の事情が存在することにより給付額減額等の記載が抹消されており、給付額減額の措置が行われていない場合には、当該特別の事情がなくなって以降最初に行う認定等の際に、当初給付額減額等の記載を受けた際の給付額減額期間が経過していない場合については、再度給付額減額等の記載を行い、残りの給付額減額期間が経過するまでの間給付額減額等の措置を行うこととする。

(転入及び転出時の取扱い)

第11条 美咲町に転入する前に住所を有していた市町村における徴収消滅期間及び保険料納付済期間は引き継がないこととする。

2 美咲町から転出等をして第1号被保険者でなくなった者が、再度美咲町に転入して第1号被保険者となった場合は、認定時から10年そ及して過去の納付状況を調べ、期間を算定することとする。

3 給付額減額等の記載を受けたことのある者が、再度美咲町に転入してきた場合の取扱いについては、前条第3項の規定に準ずる。

(保険給付の制限)

第12条 町長は、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等を行わない。

2 町長は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用、居宅介護福祉用具購入費若しくは居宅支援福祉用具購入費に係る特定福祉用具の購入若しくは居宅介護住宅改修費若しくは居宅支援住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

3 町長は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、法第23条の規定による求めに応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中央町介護保険給付制限規則（平成15年中央町規則第17号）又は旭町介護保険料滞納者に対する給付制限取扱要綱

(平成13年旭町要綱第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年11月11日規則第189号)

この規則は、平成17年11月11日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (平成18年5月22日規則第26号)

この規則は、平成18年5月24日から施行する。

附 則 (平成18年11月1日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第26号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日規則第38号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月28日規則第63号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第30号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様

美咲町長

介護保険給付の支払方法変更(償還払)予告通知書

年 月 日にあなたは要介護(更新)認定・要支援(更新)申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料の納入がありませんと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

従って、今後も保険料滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づく保険給付の償還払の措置(支払方法変更)をとることになりますので予告します。

「保険給付の償還払(支払方法変更)」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収書を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

なお、特別な事情により一括納付が困難な場合は、美咲町役場に相談してください。

【保険料滞納の状況】

被保険者氏名			被保険者番号					
			個人番号					
年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
計			計			計		

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出て
ください。

問い合わせ先 美咲町役場

弁明の機会を付与する通知 この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに弁明書を提出してください。 弁明書提出先 弁明書提出期限 年 月 日

(裏)

支払方法変更(償還払)の実施について

「介護保険給付の支払方法変更(償還払)」につきましては、下記の理由に該当する方は実施しないことになっています。また、実施の決定に当たっては、「弁明の機会」を与えることになっています。

各項目に該当する方又はこれ以外に特別な事情のある方は、提出期限までに別紙の「弁明書」を提出してください。

「介護保険給付の支払方法変更」が実施されない、又は保険料を納付することができないと認められる特別な事情

- ① 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- ⑤ 保険料を滞納している被保険者が生活保護法の被保護者であること(当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。)
- ⑥ 保険料を滞納している要介護被保険者等が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他介護保険法施行規則第98条に規定する医療に関する給付を受けることとなったこと。

介護保険法施行規則第98条に規定する医療に関する給付は下記のとおりです。

- ① 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給
- ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- ③ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
- ⑤ 1 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の規定による医療費の支給
2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給
3 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給
- ⑥ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給
- ⑦ 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第9項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)第17条の6第5項、船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)第8条第9項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の2第8項、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第11条の3の4第9項(私立学校教職員共済法施行令(昭和28年政令第425号)第6条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第23条の3の3第9項の規定による高額療養費の支給
- ⑧ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第14条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項各号に掲げる給付であって、同令第14条第6項の規定に基づき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者に係るもの
- ⑨ 前各号に掲げる給付に準ずる者として厚生労働大臣が定める給付

弁 明 書

年 月 日

わたしあてに送付された「介護保険給付の支払方法変更(償還払)予告通知書」につきましては、下記の理由により弁明いたします。

予告通知を受けた 要介護被保険者等	住 所		
氏 名		電話番号	()
弁明の件名	介護保険給付の支払方法変更(償還払)の決定について		
弁明の要旨	介護保険給付の支払方法変更(償還払)予告通知を受けたが、下記理由に該当するため、支払方法変更(償還払)の決定をしないよう求める。		
理由・該当する項目に○を付けてください	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給を受けている。 2 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給を受けている。 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付を受けている。 4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給を受けている。 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給を受けている。 6 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の規定による医療費の支給、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給を受けている。 7 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給を受けている。 8 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第9項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)第17条の6第5項、船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)第8条第9項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の2第8項、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第11条の3の4第9項(私立学校教職員共済法施行令(昭和28年政令第425号)第6条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第23条の3の3第9項の規定による高額療養費の支給を受けている。 9 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第14条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項各号に掲げる給付であって、同令第14条第6項の規定に基づき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている。 10 前各号に掲げる給付に準ずる者として厚生労働大臣が定める給付を受けている。 11 災害等、事業の休廃止等及び病気等により世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少したため。 (具体的な理由を記入してください) <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>		
その他	<hr/> <hr/> <hr/>		

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

美咲町長

弁明書審査結果通知書

年 月 日付けで提出された「弁明書」につきましては、審査の結果、次のとおり通知します。

弁明の件名	介護保険給付の支払方法変更(償還払)の決定について
弁明の要旨	介護保険給付の支払方法変更(償還払)予告通知を受けたが、下記の理由に該当するため、支払方法変更(償還払)の決定をしないよう求める。
審査結果	
審査結果に至った理由	

問い合わせ先
美咲町役場

様

美咲町長

介護保険給付の支払方法変更(償還払)決定通知書

年 月 日付け 第 号で、「介護保険給付の支払方法変更(償還払)予告通知書」において既に通知していますが、未だ下記の介護保険料が滞納となっていますので、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先 美咲町役場

提出期限 年 月 日

また、滞納保険料額が著しく減少した場合、災害その他特別な事情があると認められた場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに美咲町役場に申し出てください。

【保険料滞納の状況】

被保険者氏名			被保険者番号					
			個人番号					
年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
計			計			計		

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

問い合わせ先

美咲町役場

不服の申立て

この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、介護保険審査会に審査請求することができます。

岡山県保健福祉部

〒700—8570 岡山市内山下2—4—6 電話番号 086—224—2111

様式第5号(第6条関係)

介護保険給付の支払方法変更(償還払)終了申請書

美咲町長 様

次のとおり、支払方法変更(償還払)の終了を受けたく申請します。

申請者氏名		申請年月日	年 月 日
		本人との 関 係	
申請者住所	〒 電話番号		

被保険者番号			
個人番号			
被保険者氏名	フリガナ		
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所	〒 電話番号		
申 請 の 理 由	1 公費負担医療の受給 2 災害 3 重大な障害又は長期入院 4 その他 ※著しい減少の場合は、4 その他を選択、完納の場合は選択不要		

様

美咲町長

介護保険給付の支払方法変更(償還払)解除通知書

年 月 日付で通知したあなたの「介護保険給付の支払方法変更(償還払)決定」については、次の理由により、決定を解除するので通知します。

決定解除の理由	<input type="checkbox"/> 「介護保険給付の支払方法変更(償還払)終了申請書」の申請による。 <input type="checkbox"/> 滞納保険料の完納・著しい減少による。
---------	--

美咲町役場にこの通知文書及び被保険者証を提出し、被保険者証書の記載の削除を受けてください。

問い合わせ先
美咲町役場

不服の申立て

この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、介護保険審査会に審査請求することができます。

岡山県保健福祉部

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6 電話番号 086-224-2111

様

美咲町長

介護保険給付の支払方法変更(償還払)終了申請却下通知書

年 月 日付けで提出された「介護保険給付の支払方法変更(償還払)終了申請書」
については、次の理由により申請を却下することに決定したので通知します。

	申請年月日	年 月 日	
申請者氏名	本人との 関 係		
申請者住所	〒 電話番号		
被保険者番号			
個人番号			
被保険者氏名	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 電話番号		
却下の理由			

問い合わせ先
美咲町役場

不服の申立て
この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、介護保険審査会に審査請求することができます。
岡山県保健福祉部
〒700—8570 岡山市内山下2—4—6 電話番号 086—224—2111

第 号
年 月 日

様

美咲町長

介護保険給付の支払一時差止通知書

年 月 日にあなたは、保険給付の償還払の申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払一時差止めの措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項・第2項の規定に基づき、保険給付の支払一時差止めを行うことに決定しましたので、通知します。

「保険給付の支払一時差止め」とは、保険給付の償還払の申請があったとき、償還払の対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

期 日 年 月 日

なお、今回保険給付の支払一時差止めの対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止めの対象となる介護サービス	: _____、 _____
差止めの対象となる給付額	: _____ 円

なおこの通知により保険給付の支払一時差止めが行われた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、美咲町役場に申し出てください。

【保険料滞納の状況】

被保険者氏名			被保険者番号			個人番号		
年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
計			計			計		

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

問い合わせ先 美咲町役場

<p>不服の申立て</p> <p>この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、介護保険審査会に審査請求をすることができます。</p> <p>岡山県保健福祉部 〒700—8570 岡山市内山下2—4—6 電話番号 086—224—2111</p>
--

(裏)

介護保険給付の支払一時差止めについて

「介護保険給付の支払一時差止」につきましては、下記の理由に該当する方は実施しないことになっています。

各項目に該当する方、又はこれ以外に特別な事情のある方は、速やかに被保険者証を添えて、美咲町役場に申し出てください。

「介護保険給付の支払一時差止」が実施されない、保険料を納付することができないと認められる特別な事情

- ① 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- ⑤ 保険料を滞納している被保険者が生活保護法の被保護者であること(当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。)

様

美 咲 町 長

介護保険給付額減額等決定通知書

年 月 日にあなたは要介護(更新)認定・要支援(更新)申請をしましたが、あなたの介護保険料は別紙のとおり、過去において納付されずに時効となっています。かねてから給付制限の説明と保険料納付のお願いをしてきましたが、ご協力いただけませんでした。

したがって、誠に残念ですが、今回介護保険法第69条第1項の規定により、給付額減額等の決定をしたので通知します。

被保険者証に給付額減額等の記載がされますと、下記の開始日より、保険給付率が100分の70になり、介護サービスを利用した場合、あなたの負担は、サービス費用の3割となります。(ケアプラン作成等の居宅介護支援サービスは自己負担はありません。)また、高額介護サービス費(高額居宅支援サービス費)については、給付しないことになります。

なお、この通知により保険給付額減額等の措置がとられた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当する方は速やかに被保険者証を添えて美咲町役場に申し出てください。

被保険者氏名	被保険者番号										
	個人番号										
給付額減額等の開始日	年 月 日										
給付額減額等の終了日	年 月 日										

問い合わせ先
美咲町役場

不服の申立て

この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、介護保険審査会に審査請求することができます。

岡山県保健福祉部

〒700—8570 岡山市内山下2—4—6 電話番号 086—224—2111

(表)

別 紙

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

時効になった保険料(年 月 日現在)

年度	区 分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
年度	法定保険料額										
	納付済保険料額										
	時効の保険料額										
年度	法定保険料額										
	納付済保険料額										
	時効の保険料額										
年度	法定保険料額										
	納付済保険料額										
	時効の保険料額										
年度	法定保険料額										
	納付済保険料額										
	時効の保険料額										
年度	法定保険料額										
	納付済保険料額										
	時効の保険料額										
年度	法定保険料額										
	納付済保険料額										
	時効の保険料額										
年度	法定保険料額										
	納付済保険料額										
	時効の保険料額										
年度	法定保険料額										
	納付済保険料額										
	時効の保険料額										

①納付すべき保険料額の合計	②納付済の保険料額の合計	③時効となった保険料の合計	納付済保険料の割合 ②÷①×100

裏面もご覧ください。

(裏)

介護保険給付額減額等の決定について

被保険者証に給付額減額等の記載がされますと、被保険者証の記載の開始日より、保険給付率が100分の70になり、介護サービスを利用した場合、あなたの負担は、サービス費用の3割となります。(ケアプラン作成等の居宅介護支援サービスは自己負担はありません。)また、高額介護サービス費(高額居宅支援サービス費)については、支給しないこととなります。

この給付額減額等は、介護保険料の公平な負担を維持するために設けられている制度であり、過去において納付されずに時効となった保険料のある被保険者に対して、介護保険法第69条第1項の規定により、実施されているものです。

今回の認定結果通知と同時に送付した被保険者証に「保険給付額の減額等」の記載がされていますので、居宅介護支援事業者等との契約更改時に、被保険者証を必ず提出してください。

なお、この通知により保険給付額減額等の措置がとられた場合でも、災害その他特別な事情により居宅サービス若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、下記の要件に該当する方は速やかに被保険証を添えて、美咲町役場に申し出てください。

「介護保険給付額減額等」の措置が中止される特別な事情

- ① 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- ⑤ 要介護被保険者等が被保護者であること。
- ⑥ 要介護被保険者等が生活保護法の被保護者であって、給付額減額等の記載を受けなかったならば保護を必要としない状態となるものであること。

様

美咲町長

介護保険給付額減額の中止決定通知書

年 月 日付で通知したあなたの「介護保険給付額減額等の決定」については、次の理由により、決定を解除するので通知します。

決定解除の理由	<input type="checkbox"/> 「介護保険給付額減額の中止申請書」の申請による。 <input type="checkbox"/> 「介護保険給付額減額期間の経過」による。
---------	--

美咲町役場にこの通知書及び被保険者証を提出し、被保険者証書の記載の削除を受けてください。

問い合わせ先
美咲町役場

不服の申立て

この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、介護保険審査会に審査請求することができます。

岡山県保健福祉部

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6 電話番号 086-224-2111

様

美咲町長

介護保険給付額減額の中止・申請却下通知書

年 月 日付けで提出された「介護保険給付額減額の中止申請書」については、次の理由により申請を却下することに決定したので通知します。

	申請年月日	年 月 日
申請者氏名	本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号	
被保険者番号		
個人番号		
被保険者氏名	フリガナ	
生年月日	年 月 日	性別 男・女
住所	〒 電話番号	
却下の理由	
	
	
	

問い合わせ先
美咲町役場

不服の申立て
この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、介護保険審査会に審査請求することができます。
岡山県保健福祉部
〒700-8570 岡山市内山下2-4-6 電話番号 086-224-2111